# Containers and Packaging Recycling Program

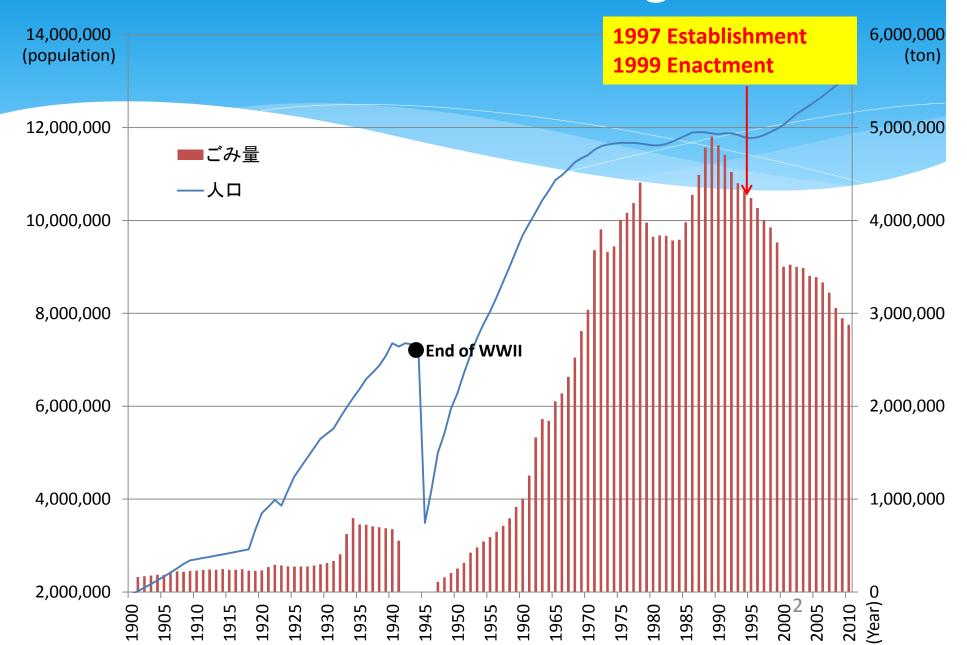
## 2. 容器包装リサイクル制度の概要

(1)法制定の背景

背景は、最終処分場、60%、そしてドイツ。

- \* 制定当時、一般廃棄物の最終処分場(埋立地)が何も対応しなければ7~9年で溢れてしまう状況でした。
- \* 家庭から出るごみの約60%(容積比)が容器包装であったため、「これを何とかしよう」となりました。
- \*ドイツでは1991年(容り法ができる4年前)から容器包装のリサイクルを実施しており、国際的に遅れをとるわけにはいきませんでした。

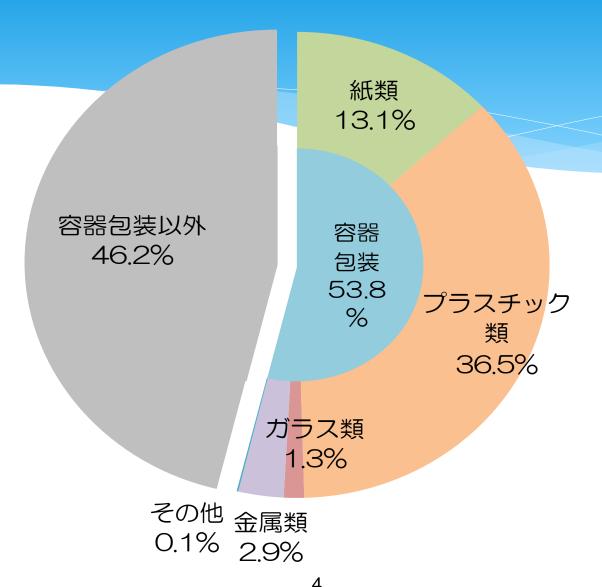
## 1-1. Extreme increase of waste generation





法制定時、全国の埋立処分場残余年数は8.5年しかなかった。

## (4)家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(平成24年度・容積比)

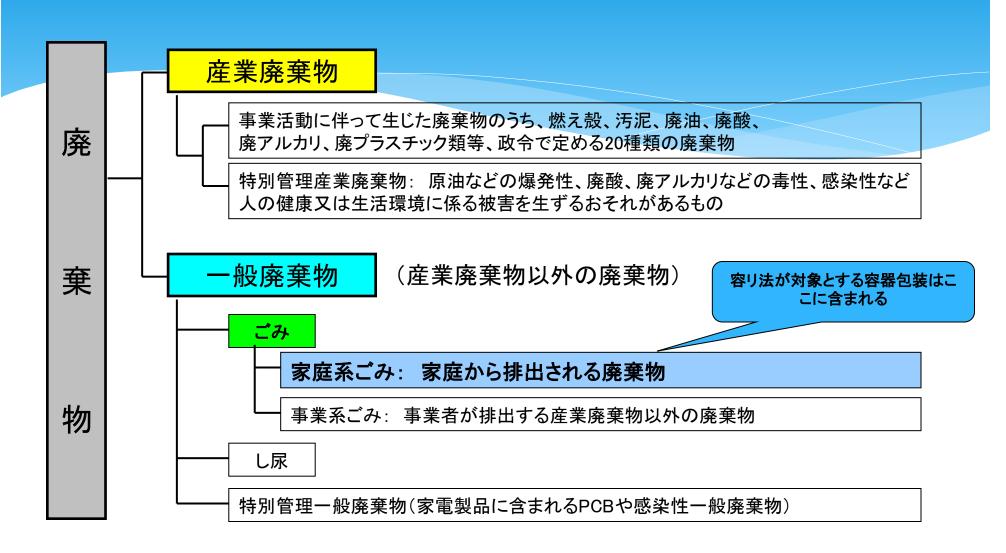


(出典:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」)

## (2)法の目的、特徴

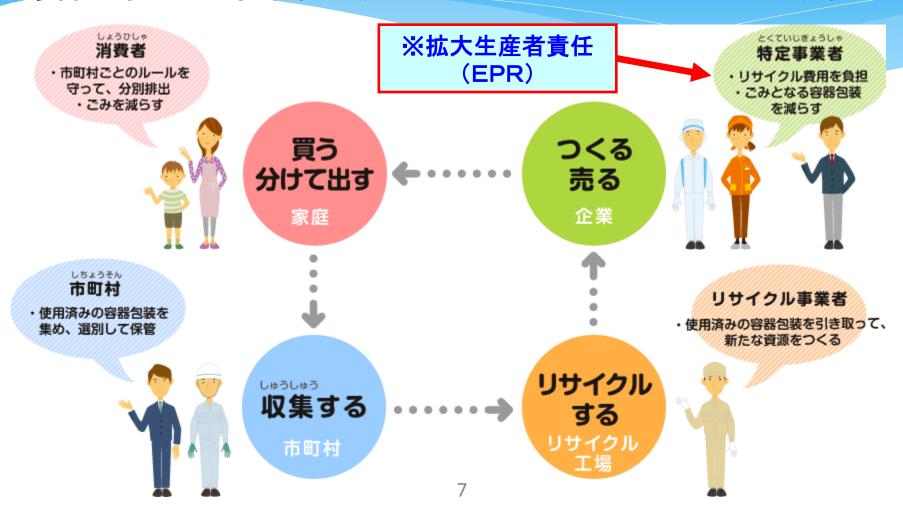
- 家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的としている。
- \* 消費者は「分別排出」し、市町村は「分別収集」し、事業者は「再商品化(リサイクル)」の責務を負う(拡大生産者責任の導入)という各々の役割分担が明確化されている。

## (3)廃棄物の区分



## (5)役割分担

消費者・市町村・事業者の協力によるリサイクルシステムです。





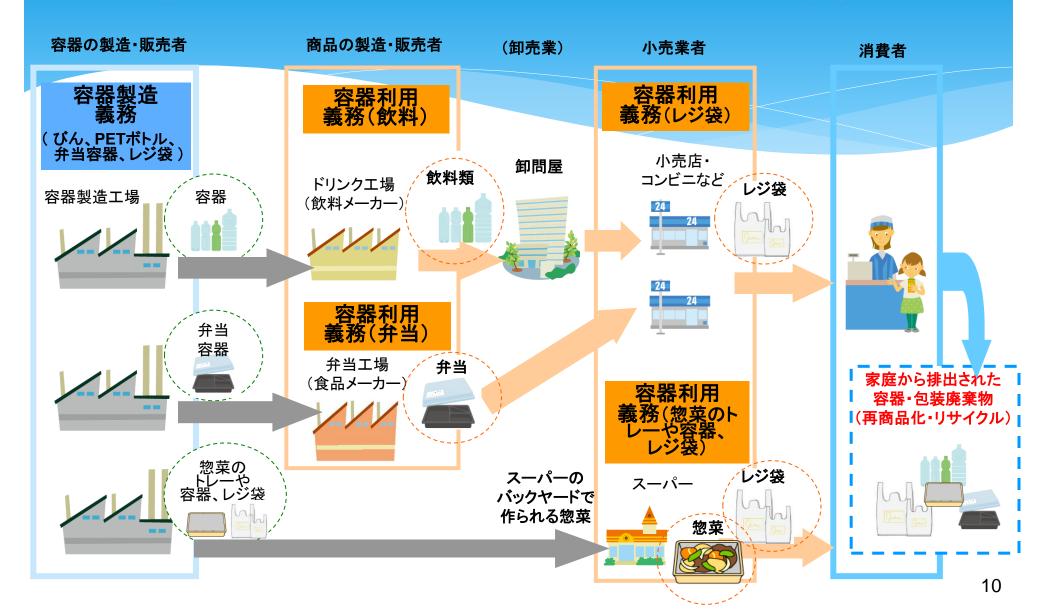
## EPR(Extended Producer Responsibility) (拡大生産者責任)

OECD(経済開発協力機構)が定義した用語。容器包装を含む製品の設計・製造に最も影響を与える生産者に対し、物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで全面的若しくは部分的に拡大する環境政策の手法。

日本においても、容り法の施行により、従来自治体が行っていた容器包装廃棄物の処理の責任の一部が事業者サイドに移動したことで、EPRが導入された。

## (2)誰が再商品化義務を負うのか?

<一般的な場合>対象となる容器包装を新たに使用した事業者が再商品化義務を負う



#### What are Containers and Packaging?

Amount of sorted collection of container and packaging recycling in all municipalities (FY2013)

Classification pa	Amount of sorted collection (in ten thousand tons)	
Steel containers	19.4	
Aluminum contair	13.1	
Paper containers	1.4	
Corrugated cardboard		61.0
Glass bottles	(no color)	32.6
	(brown)	27.3
	(other colors)	20.1
PET bottles		30.2
Paper containers and packaging		9.1
Plastic containers	73.7	













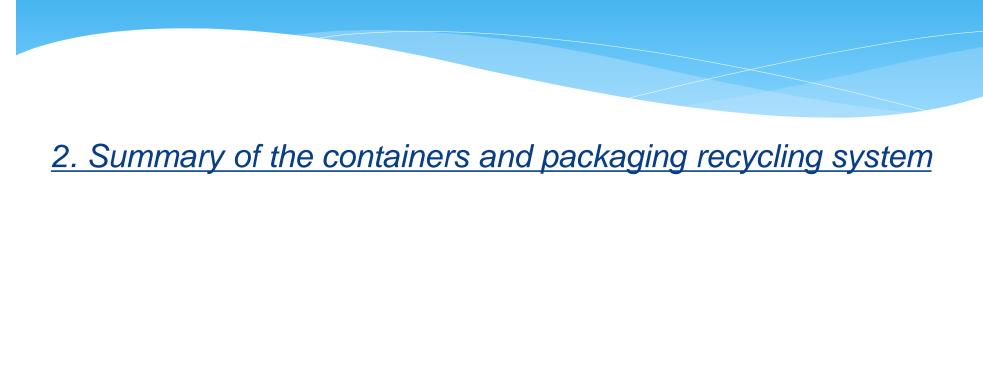




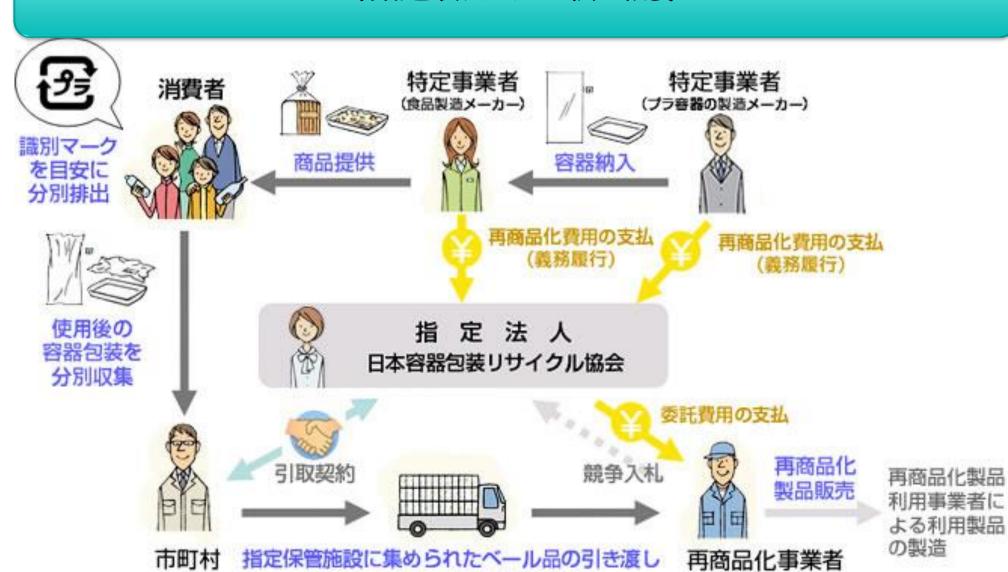


6 products for obligatory recycling

(1,931,000 tons)



#### 容器包装リサイクル法の概要



( \*工場への運搬は再商品化事業者が行う)

13

(リサイクル事業者)

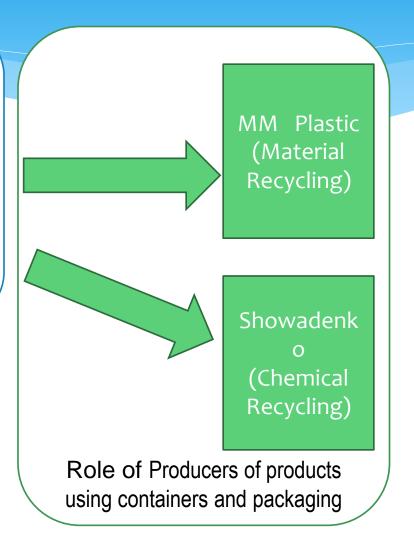
## Case of Meguro

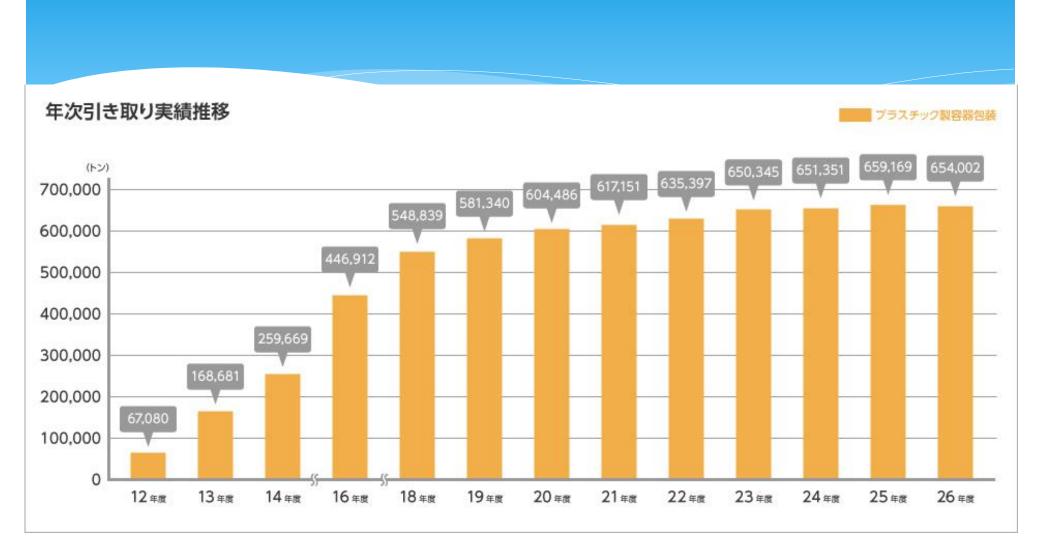
Residents

Collection & Transportation by Meguro city

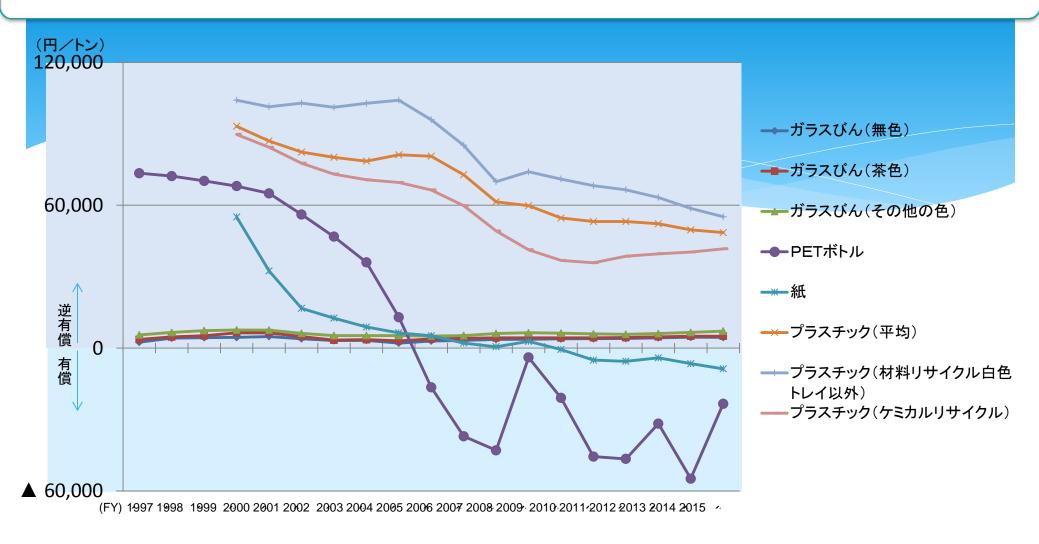
Note: The Collection & Shinagawa Unyu (Compressi ng/baling)

Role of Local Government





#### Trends in Bid Prices (weighted average)

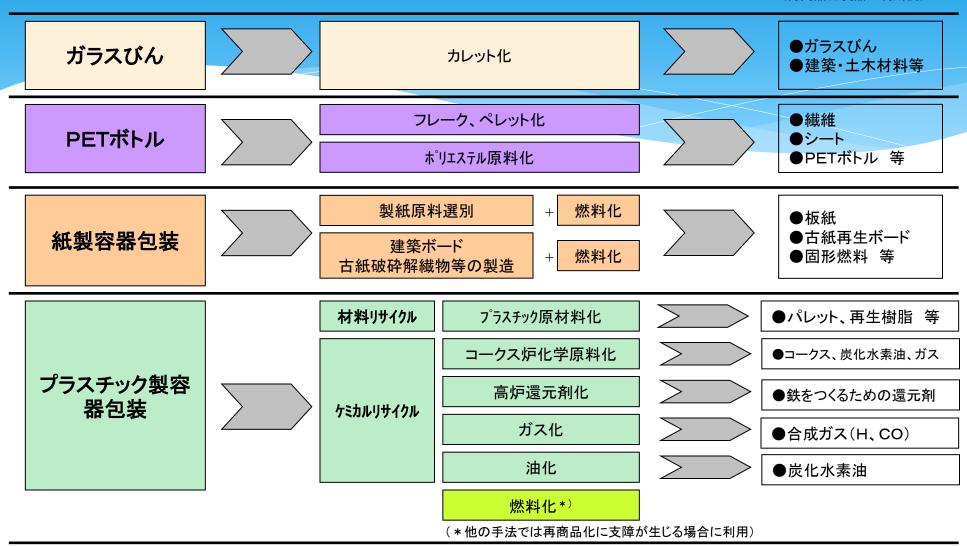


(Reference) Recycling Status by Material

## 1. 再商品化の方法

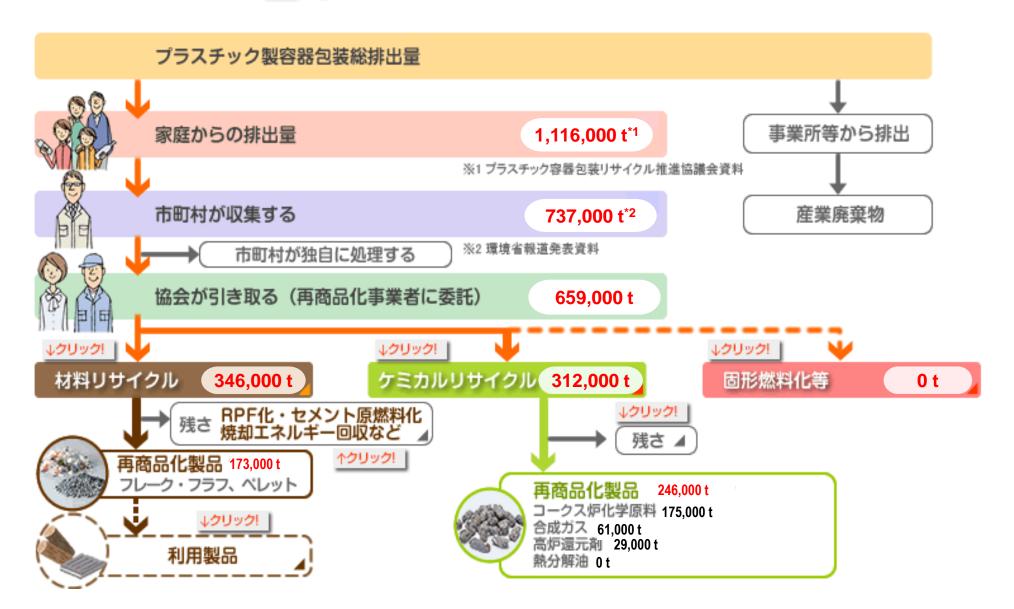
★プラスチック製容器包装の再商品化手法は複数あります。

(再商品化製品の利用例)



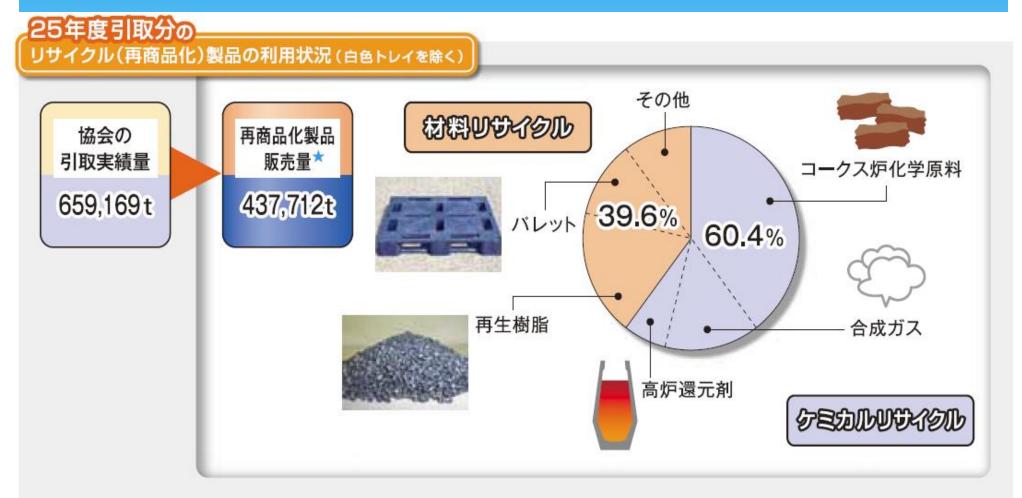


#### プラスチック製容器包装(平成22年度)



## 5. プラスチック製容器包装のリサイクル材 利用用途

プラの再商品化製品の利用用途は、ケミカルリサイクルが約6割、材料リサイクルが約4割の割合となっています。



## プラスチック製容器包装 材料リサイクルの流れ

#### プラスチック製容器包装からパレット

#### リサイクル工場



1.リサイクル工場に運び、 機械に入れる



2.リサイクルできないものを 取り除き、小さく砕く



3.押し固めて細かい粒にする

#### パレットをつくる工場



4.粒を溶かして機械に送る



5.溶かしたものを機械に置く



6.機械でプレスする



7.プレスしたものを 2枚張り合わせる



8.荷台にするバレット



# 6. プラスチック製容器包装ケミカルリサイクル手法の説明

(1)コークス炉化学原料化

(2)高炉還元剤化

(3)ガス化

#### (1)コークス炉化学原料化 (新日本製鐵住金㈱などで行われている)

石炭

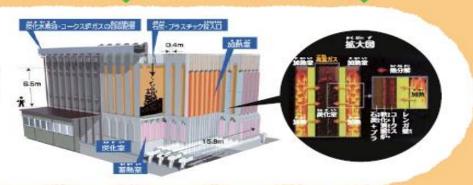


コークス炉

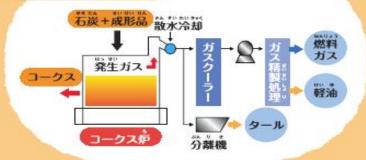
家庭から出た廃プラ

#### 熱分解工程

1200℃の無酸素状態で 蒸し焼きして、プラス チックを熱分解します。



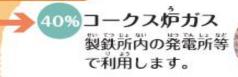
#### ガス精製工程

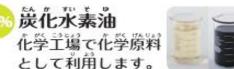


製鉄所では

プラも利用してできたコークスを使って鉄をつくる! コークスと鉄鉱石(鉄の原料)を[高炉]に入れると、鉄が誕生します。

#### 





**→20% コークス** 

高炉へ投入し、 鉄鉱着(鉄の原料)の中の 酸素を取りのぞきます。 市町村からリサイクル工場に運び込まれた廃プラスチック(ベール)は、鉄分、塩化ビニル等を取り除き、細かく砕いた後、100°Cに加熱して粒状にします。

これを石炭に1~2%の割合で混合し、コークス炉の炭化室に投入します。

炭化室内は無酸素状態で1200℃となり、廃プラ は熱分解します。

分解された高温ガスを 冷却し、発電に利用されるコークス炉ガス40%、 化学原料となる炭化水 素油40%、高炉の還元 剤となるコークス20%が 得られます。

#### (2) 高炉還元剤化 (JFEプラリソース㈱で行われている)



市町村からリサイクル工場に 運び込まれた廃プラスチック (ベール)は、鉄分、塩化ビニ ル等を取り除き、細かく砕いた 後、押し固めて容積を少なくし て「再生プラ粒」にします。

再生プラ粒を無酸素の状態で 約350℃の高温にて、製鉄所 の高炉に吹き込みます。

再生プラ粒は高炉の中で、鉄鉱石( $Fe_2O_3$ )から酸素(O)を奪う還元剤の役割をはたし、鉄ができます。

この工程で発生するガスは、 発電に使われています。

#### (3)ガス化 (昭和電工㈱などで行われている)

#### 家庭から出た廃プラ

合成ガス



#### ガス化設備

#### 低温ガス化炉

少量の酸素と蒸気で 600℃ ~800℃に熱し、熱分解・ 部分酸化させ、〈分解ガス〉 〈タール〉〈チャー〉 からで きているガスになります。





#### アンモニア製造施設



アンモニアに生まれ 変わります。

#### 言温ガス化炉

低温ガス化炉でつくられた ガスは、1400℃で少量の酸 素と蒸気により熱分解・部 労酸化され、氷素と□酸化 炭素の合成ガスになります。



ガス洗浄施設 CO転化施設



これらの設備でガスを きれいにします。

市町村からリサイクル工場 に運び込まれた廃プラスチ ック(ベール)は、細かく砕 いた後、押し固められます

その後、二段階のガス化炉 に入れられます。

低温ガス化炉は、600~ 800°Cに加熱した砂が流れ ており、廃プラはこの砂に 触れて分解し、炭化水素、 一酸化炭素、水素、チャー (炭化固形物)などができま

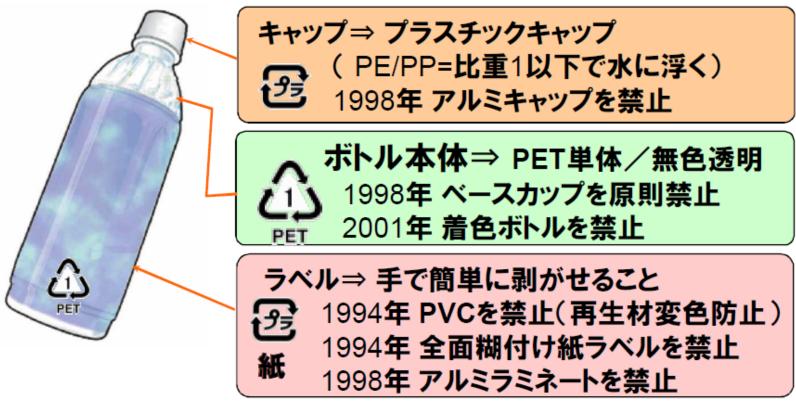
低温ガス化炉でつくられた ガスは、1300~1500℃の 高温ガス化炉に入り、蒸気 と反応して一酸化炭素と水 素主体の合成ガスになりま す。

得られた合成ガスは、アン モニア、水素、メタノール、 酢酸などの化学工業原料 になります。

#### **Examples of Design for Environment (DfE)**

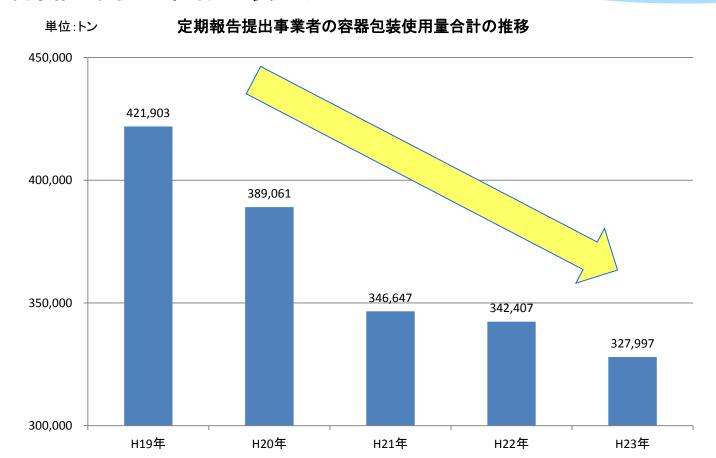
## 1992年~ 指定PETボトル自主設計ガイドライン

- ・清涼飲料(含乳飲料)、特定調味料(しょうゆ他)、酒類
- \*資源有効利用促進法→指定表示製品[分別回収の促進]
- \*2008年4月より PET 区分の見直し:しょうゆ→特定調味料



#### 定期報告制度による排出抑制効果

- 定期報告制度 年間50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)
  - ▶ 毎年度、容器包装の使用量、使用合理化のために実施した取組(レジ袋有料化、声かけの実施等)及びその効果、容器包装の使用原単位等に関する報告を義務付け
- 定期報告制度開始後の容器包装削減量



## 1. 事業者によるリデュースへの取組み

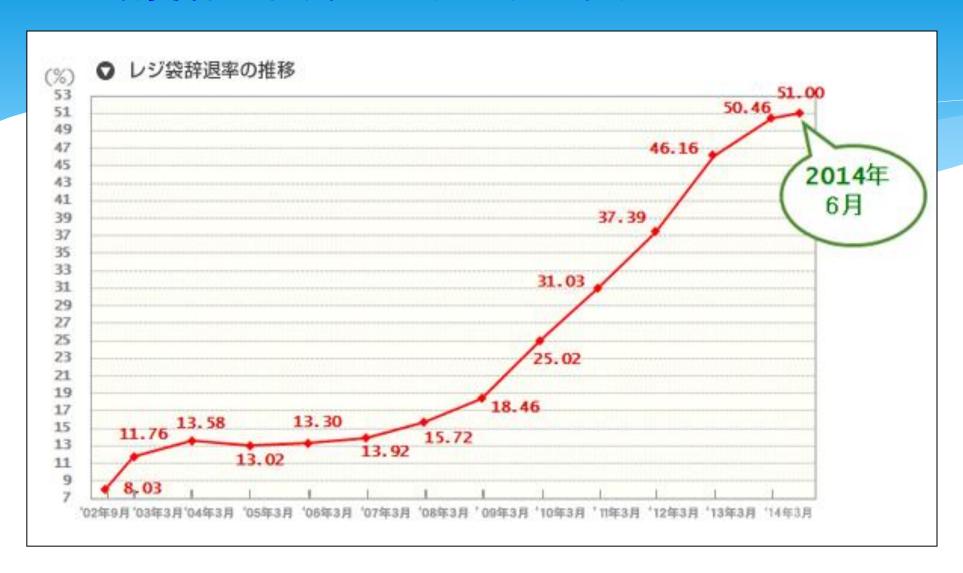
表 1 リデュースに関する 2012 年度実績(2004 年度比)

素材	2015 年度目標 (2004 年度比)(※1)	2012 年度 実績	2006 年度からの 累計削減量	備考
ガラスびん	1 本当たりの平均重 量で 2.8%の軽量化	2.1%	143 チトン	
PET ボトル	指定 PET ボトル全体 で 15%の軽量化効果	13.0%	331 千トン	2015 年度目標を 10%から上方修正
紙製容器包装	総量で 11%の削減	9.9%	711 千トン	2015 年度目標を 8%から上方修正
プラスチック容 器包装	削減率で 13%	11.5%	58 千トン	
スチール缶	1缶当たりの平均重量 で 5%の軽量化	4.9%	115 千トン	2015 年度目標を 4%から上方修正
アルミ缶	1缶当たりの平均重量 で 3%の軽量化	3.8%	53 千トン	
飲料用紙容器 ※2	牛乳用 500ml 紙パッ クで3%の軽量化	1.0%	165 トン	
段ボール	1 m 当たりの平均重量 で 5%の軽量化	3.6%	985 千トン	2015 年度目標を 1.5 % から上方修 正

<sup>※1</sup> 各団体の目標値については、必要に応じて見直しを検討する。

<sup>※2 2005</sup>年度比。紙パック原紙の仕様レベルで比較

## 2. 消費者の取り組み (レジ袋の例)



## 3. 家庭ごみ全体に占める容器包装の割合

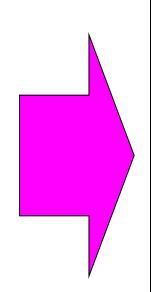
【平成7年】

容積比

60%

湿重量比

25%



【平成24年】

容積比

53.8%

湿重量比

24.3%

環境省 容器包装廃棄物の使用・排出実態調査より

# Cooperation with residents for success of the CPRL

- Source separation
  - \* To set various category
  - To be practiced perfectly by residents' cooperation and understanding



Photo: Toshima City

## 容器包装リサイクル法の課題

- \*分別基準がわかりにくい
- \*製品プラのリサイクル体制がない
- \*区市町村の制度参加割合
- \*コストの低減

## Thank you for your attention!